

保険金受取人変更の効力発生に関する一考察

—米国の判例法を参考に—

深澤 泰弘

(岩手大学人文社会科学部 准教授)

- 1 はじめに
- 2 保険法における受取人変更に関する規定の概要
- 3 米国法の検討
- 4 保険法における受取人変更に関する規定の検討
- 5 結びに代えて

1 はじめに

1. 1 問題提起

保険契約者にとって保険給付が誰に対して行われるかは重要な問題であり、できる限り保険契約者が望む者に保険給付が行われるように法の整備や運用がなされることが望ましい。これに対して、誰に保険給付請求権があるかが不明確であると、関係当事者間でいたずらに紛争が生じかねず、保険者や裁判所の負担が増え、保険制度にとっても社会全体にとっても望ましいことではない。保険契約者の意思の尊重を重視するのであれば、保険金請求権者の指定・変更はできる限り

柔軟な方法でなされるほうがよいであろう。しかし、あまり柔軟な方法を認めると誰が真の保険給付請求権者であるかが不明確になり、法的安定性を欠くことになる。これは特に自己の生命の保険契約における死亡保険金の場合、保険契約者は保険事故発生時には死亡しているため、保険契約者から直接確認をとることができず、重要な問題となってくる。したがって、このような状況において、保険契約者の意思をできる限り尊重することが可能で、かつ一定の法的安定性を確保できるような保険金受取人（以下、「受取人」ともいう。）の指定・変更制度が理想的であるといえる。平成20年改正前商法（以下、「改正前商法」という。）の時代には、受取人の変更をめぐる、変更の意思表示に相手方が必要か、遺言による変更が可能か、対抗要件としての保険者に対する通知が保険事故発生後になされた場合はどうか等、様々な問題が生じていた¹⁾。これは改正前商法における受取人の変更に関する規定が不十分であったことを意味しているものと思われる。

このような状況を受けて、平成20年に成立した保険法（平成20年法律第56号）では、受取人の変更に関する規定が改正前商法の規定に比べると大きく様変わりした。この受取人の変更に関する規定に対しては、今回の法整備の中でも取り分け「傑作」であるとの評価も可能であるとの見解²⁾もあるが、大きな改正をしたことにより、それに関する解釈問題が多々生じるものと思われるとの指摘³⁾もあり、保険法における受取人変更の規定については関心も高く、既に多くの先行研究がなされている⁴⁾。そこで、本稿においても保険法における受取人変

1) 興石進「保険金受取人の変更」金澤理監修・大塚英明＝児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』253頁(ぎょうせい、2009年)。

2) 村田敏一「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集166号30頁（2009年）。

3) 山下友信「保険法現代化の意義」ジュリスト1368号68頁（2008年）。

4) 潘阿憲「保険金受取人の指定・変更」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』115頁以下（経済法令研究会、2008年）、竹濱修「生命保険

更に関する規定について、改正前商法の時代のルールと比較しながら、米国法を参考に分析・検討を試みる。米国においても、受取人の指定・変更権は保険契約者にとって重要な権利であり、保険契約者の行った受取人変更行為が有効か否かについて多くの裁判例が存在する。このような数多くの裁判例から、米国では保険契約者が正当に受取人の変更をなしたかどうかについて、裁判上一定の基準が確立している。そこで、米国の判例法理が、どのような基準で受取人変更の有効・無効を判断しているかについて、分析・検討を行う。もちろん、我が国と米国では法体系が大きく異なるので、米国のルールをそのまま我が国のルールとして採用することができるとは思わない。しかし、直接採用することはできなくても、本稿で取り扱う米国の裁判例は興味深いものであり、我が国において同様の問題を考える際に有益な示唆を与えてくれるものと思われる。

1. 2 考察の手順

本稿では以下の手順で考察を行う。

まず、保険法における受取人変更に関する規定の確認を行う。保険法における受取人変更の規定は、改正前商法の規定と比べると大幅に変更されている。そこで、改正前商法の規定と比べ、どのような規定が作られたのか、削除されたのか、またどのように修正されたのかに

契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリスト1364号42頁以下（2008年）、興石・前掲注1）253頁以下、村田・前掲注2）29頁以下、山下典孝「保険法における保険金受取人変更に関する一考察」生命保険論集167号131頁以下（2009年）、長谷川仁彦「保険金受取人の意思表示と効力の発生」竹瀨修＝木下孝治＝新井修司編『中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点』249頁以下（法律文化社、2009年）、山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人＝山本哲生編『保険法の論点と展望』258頁以下（商事法務、2009年）、山下友信＝米山高生編『保険法解説 - 生命保険・傷害疾病定額保険』297頁以下（2010年、有斐閣）〔山野嘉朗〕等。

ついて確認する。

次に、米国法について検討する。米国における受取人の指定・変更に関するルールを簡単に概観し、受取人の変更が有効か無効かで実際に争いとなった事例をいくつか取り上げ、米国の判例法における判断基準について分析・検討を行う。

そして、以上を踏まえて、保険法における受取人変更に関する解釈問題について検討する。保険法の規定が、保険契約者の意思の尊重と法的安定性の確保の最適なバランスを保つ制度となっているかについて、特に、意思表示の発信の有無および発信の時期の判断ならびに手続要件の厳格化の許容範囲について、検討を行う。

2 保険法における受取人変更に関する規定の概要

2. 1 保険法における主な改正点

(1) 受取人の「指定」という用語の不使用

改正前商法の規定では、契約締結後も受取人を指定する場合があるように読めた。しかし、そうであるならば、どのような場合が指定で、どのような場合が変更なのか明確にしなければならないところ、必ずしもそのようになってはいなかった⁵⁾。また、指定行為の性質につき、契約締結時に受取人を定めることは契約者の一方的意思表示によってなされるのか、契約当事者の合意によってなされるのかも、商法の規定では明確ではなかった⁶⁾。

そこで、保険法では、契約締結時に契約当事者の合意により受取人が定められるものと整理され、契約締結時に受取人が定められていない場合は、保険契約者が受取人であるという契約内容として、当事者

5) 学説上の整理については、山下友信『現代の生命・傷害保険法』4頁（弘文堂、1999年）参照。

6) 山本・前掲注4) 258頁。

間で合意されているということになった。

このような改正には、契約締結場面での受取人が誰であるかの決定については、保険者と保険契約者の合意内容の一環として、保険者はその承諾すべき契約の受取人の範囲につき決定に関与することができるが、一方で、保険契約締結後には保険契約者による単独行為として、保険者は、受取人が誰に変更されようと基本的にはその決定に関与できず、契約締結時と契約締結後における規律の際立った不整合が生じうることとなるとの懸念もなされている⁷⁾。

(2) 受取人変更方法の明定

保険法では、受取人変更の方法を明確に規定した。すなわち、①「保険者」に対する意思表示による変更と②遺言による変更の2つの方法である。

改正前商法では、「保険契約者カ契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス」（改正前商法677条1項）と規定しており、受取人変更の方法に関して、保険者への通知が対抗要件であることのみが規定されていた。このことから改正前商法において、保険者に対する意思表示が受取人変更の効力要件ではないことは明らかであった⁸⁾。

判例は、最判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁⁹⁾において、保険契約者が保険者に対しては通知をせず、新受取人に対して「念書」

7) 村田・前掲注2) 35頁。

8) 山本・前掲注4) 261頁。

9) 本判決に関しては、伊藤博「判例解説」法曹時報41巻6号223頁、江頭憲治郎「保険金受取人の指定変更の効力発生要件-新受取人に対する意思表示による変更」鴻常夫編『生命保険判例百選<増補版>』214頁（有斐閣、1988年）、藤田友敬「判批」法学協会雑誌107巻4号702頁等参照。

を交付することでした受取人変更の意思表示を「保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解するのが相当である」と判示した。これにより、受取人変更の意思表示は必ずしも保険者に対してなされる必要はない旨明らかになったが、同判決では、保険者及び新旧受取人以外の者に対して意思表示がなされた場合に有効か否かについては明らかではなかった¹⁰⁾。

学説では、受取人の指定・変更は保険契約者の「相手方のない意思表示」によってなされると解するのが有力であった¹¹⁾。指定・変更の意思表示を相手方のない意思表示と解することには次のような利点があると考えられていた。①どのような形であれ意思を表示していれば変更が認められる。②相手方のある意思表示であれば、効力が発生するのは相手方に到達した時である(民法97条1項、大判昭和15年12月13日民集19巻24号2381頁¹²⁾)が、受取人の変更は保険事故発生前に効力を生じなければ認められないから、意思表示が到達する前に保険事故が発生した場合、受取人の変更の効力は生じない。これに対して、相手方のない意思表示であれば、発信時に効力が発生する。③相手方のない意思表示であれば、表意者の真意に則した解釈がなされる余地がある。④遺言による変更を認めやすくなる¹³⁾。

これに対して、以上のような相手方のない意思表示と考えることに對しては、旧受取人やその保険金請求権の譲受人、質権者、差押債権

10) 江頭・前掲注9) 215頁。

11) 山下友信『保険法』498頁(有斐閣、2005年)参照。

12) 当該判決につき、実方謙二「保険金受取人の指定変更と到達」鴻常夫編『生命保険判例百選(増補版)』38頁(有斐閣、1988年)参照

13) 山本・前掲注4) 261-262頁。潘・前掲注4) 120頁も参照。

者等の地位が不安定になり、法的安定性に欠ける事態につながるとの批判があった¹⁴⁾。また、そもそも相手方のない意思表示を認めることが本当に保険契約者の真意に沿うのかという批判もある¹⁵⁾。つまり、一般の保険契約者の意識として、保険者に連絡せずに受取人変更ができると考える方が不自然である。本気で新受取人に変更するつもりであれば、保険者に対して手続するのが通常ではないだろうかということである。

このような点を踏まえて保険法では、従来判例とも通説とも異なる制度設計が図られた。保険法では、受取人の変更は保険者に対する意思表示によってすることとされた(43条2項・72条2項)。受取人を変更するのに保険者に通知をしなければならないと考えるのは、むしろ一般の消費者の意識に反するものではないので、保険契約者の負担になるものではない。また、遺言による受取人変更も立法上認められたので、保険者に対する意思表示と規定したとしても、保険契約者の意思の尊重は十分に図られるものといえる¹⁶⁾。

(3) 効力発生時期に関する規定の設置

また(2)に関連して、効力発生時期に関する独自の規定が設置されている。すなわち、保険法では、受取人変更の意思表示が保険者に到達したときは、発信時に遡って効力を生じると規定した(43条3項、72条3項)。保険者への到達が効力の発生条件となっているが、到達すれば発信時に遡って効力が生じるため、発信後到達前に保険事故が生じた場合には、受取人変更の効力は認められることになる。

発信時に効力発生としなかったのは法的安定性を考慮したためだといえる。つまり、単純な発信主義であると到達しなくても効力が生

14) 藤田・前掲注9) 708頁。

15) 藤田・前掲注9) 710頁。

16) 山本・前掲注4) 263頁。

じてしまうので、意思表示を受けなかった保険者は旧受取人に保険金を支払ってしまうことが考えられる。この場合新受取人は旧受取人に対して不当利得返還請求をすることができるが、なるべくこういう事態が生じることを防ごうという意図である¹⁷⁾。

(4) 保険契約者の受取人変更権の留保規定

改正前商法675条1項は、「保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従ウ」と規定しており、保険契約者が例外的に受取人の指定・変更権を留保した場合に限り行使しうる旨の規定になっていた。しかし、生命保険契約は長期間にわたる契約であることが通常であり、保険契約者の環境の変化により受取人を誰にするかの意思も変わることが十分ありえるので、約款では指定・変更権が留保されていることが原則であった¹⁸⁾。そこで、保険法では、保険契約者が受取人を変更することができることが原則となった(43条1項)。

なお、この43条1項は強行規定ではないと解されている¹⁹⁾ので、約款により指定・変更権がないと定めることは可能である。保険契約によっては受取人変更権が保険契約者にあることになじまないものもあるため、約款等により指定・変更 に一定の制限を加えることには合理性があると解されている²⁰⁾。

(5) 受取人の変更可能時期の明定

従来から受取人が変更できるのは保険事故発生前で、保険事故の発

17) 潘・前掲注4) 121頁。

18) 山本・前掲注4) 259頁。

19) 萩本修編著『一問一答 保険法』179頁(商事法務、2009年)。

20) 興石・前掲注1) 254頁、山本・前掲注4) 260頁。

生により受取人には保険金請求権が与えられることになっていた。保険法ではこのことを条文により明記した。

(6) 保険契約者の死亡による受取人の確定規定の削除

改正前商法675条2項は「前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス」と規定しており、保険契約者の死亡により受取人が確定するものとされていた。改正前商法の規定では、保険契約者の相続人に変更権がなかった。しかし、保険契約者の契約上の地位を承継する相続人が、保険契約を解除することは当然認められるのであるから、受取人の変更を認めないとする規定は意味がない²¹⁾。従来からも約款により相続人に変更権が認められていたもので、保険法においてこの規定は削除されることになった。

2. 2 保険法における受取人の変更に関して生じる論点

以上のように保険法では改正前商法に比べかなり大きな変更が加えられていると言える。そこで、以下ではこのような保険法による受取人の変更に関する規定の改正により生じる論点について整理する。

まず、①意思表示の発信の有無、発信の時期に関してである。受取人の変更ができるのは保険事故発生前に限られるので、保険事故発生前に受取人変更の意思表示がなされていなければ、受取人の変更の効力は生じない。そして、保険法では、保険者に対する通知が受取人変更の効力発生要件となったのであるから、保険者に対する通知の発信があったと言えるのか、あったと言えるとしていつ発信したのかは重要な問題である。この点につき、保険募集人に伝えた場合はどうか、

21) 萩本・前掲注19) 179頁、山下・前掲注11) 495頁。

家族や新受取人等に受取人変更の意思を保険者に伝えるように頼んだ場合はどうか等、様々な場面で問題となることが考えられる。

次に、②意思表示の到達の有無、到達の時期に関してである。保険法では保険者への到達により発信時に遡って受取人変更の効力が生じることになったので、何をもって到達といえるかという問題が生じる。発信のときと同じように、保険募集人に伝えただけで保険者に対する到達といえるかどうか等の論点があるものと思われる。

そして、③手続要件の厳格化の許容範囲に関してである。保険者への通知の到達が受取人変更の効力発生要件であるから、何が通知であると言えるか、到達したかどうかは明確にしなければならない。手続要件を厳格にすれば不明確な状態は避けられるが、保険契約者の意思の尊重が後退する可能性がある。そこで、手続要件につきどの程度厳格にすることが許容されるのかという問題があるものと思われる。特に、保険法43条2項・3項は強行規定であるとされていること²²⁾と併せて考える必要がある。具体的には、保険者への通知においては所定の書類の提出を求める旨の約款規定の有効性や、受取人変更につき保険者の承認（同意）を必要とする約款規定の有効性の問題に関してである。

本稿では特に①と③について検討を試みるが、そのためにもまずは同様の問題に対する米国法の判例の立場について分析・検討を行う。

3 米国法の検討

3. 1 米国における受取人変更規定の特徴²³⁾

米国においても受取人の指定・変更権は保険契約者の重要な権利で

22) 萩本・前掲注19) 182頁。

23) 以下、米国法に関しては、ROBERT H. JERRY, II, UNDERSTANDING INSURANCE LAW 328-336 (4th 2007)参照。

ある。

かつてはいったん受取人を指定してしまうと、受取人の同意なしには撤回不能となるというのが通常であった。しかし、現在では保険契約者に受取人の同意がなくても受取人を変更できる権限があるのが通常である。

典型的な保険証券では、第一受取人 (primary beneficiary) および次順位受取人 (contingent beneficiary) の指定がなされる。第一受取人は被保険者の死亡時に生存していることを前提に保険金を受ける者で、被保険者死亡時に第一受取人も既に死亡している場合は、保険金は次順位受取人に支払われる。第一受取人または次順位受取人は複数であってもかまわない。

保険契約者の受取人の指定・変更権は一定の場合に制限がかかる。例えば、①夫婦共有財産制をとっている州 (community property states) では、保険証券が共有財産で購入された場合、保険契約者が必ずしも受取人の指定・変更権を有するわけではない。また、②離婚合意書または離婚証明書に、一方配偶者や子供の利益のために保険契約を有効に維持しなければならない旨の記載がある場合、保険契約者である他方配偶者の受取人の変更権は制限される。さらに、③保険契約者が受取人の指定または変更をなすときに、無能力であったり心神喪失であったりした場合には、その指定または変更の効力は生じない²⁴⁾。

24) これらのルールは米国法の特徴的な点であり研究対象として興味深い、これらの研究について別稿に譲ることとする。これらの米国法のルールに関しては、Kelvin H. Dickinson, *Divorce and Life Insurance: Post Mortem Remedies for Breach of a Duty to Maintain a Policy for a Designated Beneficiary*, 61 MO. L. REV. 533 (1996); Mark Davis, Note, *Life Insurance Beneficiaries and Divorce*, 65 TEX. L. REV. 635 (1987) 参照。

3. 2 米国における受取人の変更に関する判例法

(1) Substantial Compliance Ruleの概要²⁵⁾

米国ではほとんどの保険契約において、受取人の指定・変更の方法に関する規定がある。すなわち、ほとんどの保険証券は、保険契約者は保険者に対して書面で変更請求を行い、当該書面を送付し、保険者がその保険証券に変更の裏書をすることで、はじめて受取人の変更が有効になる旨を規定している。したがって、保険契約者によりこのような手続が遵守されれば、受取人の変更は何の問題もなく有効になされることになる。これに対して、裁判所は一定の状況においては、必ずしも厳密な手続要件をみたしていなくても、保険契約者の受取人の変更を有効と認める場合がある。このような立場をとる裁判所は、一般的にSubstantial Compliance Ruleと呼ばれるルールを採用している。これは今日ほとんどの法域において認められている、保険契約者のなした受取人の変更行為が有効か否かを判断するルールである。

Substantial Compliance Ruleは、保険契約者が実際に受取人変更に必要な手続を遵守するためにできる限りのことはしたが、保険契約者の支配の及ばない状況、つまり保険契約者にはどうしようもない状況等により、厳密には受取人変更の手続を遵守したとはいえない状況であっても、衡平の観念から実質的に受取人変更の手続が遵守されたものとして、受取人変更を有効なものとみなす判例ルールである。保険契約者にはどうしようもない状況の具体例としては、保険契約者兼被保険者が離婚した前妻から母親へと受取人変更をしようとしたが、前妻が変更のために必要な書類を含む保険契約者の郵便物を、保険契約者の手元に届く前に途中で遮断していた場合で、その事実が発覚する前に保険契約者兼被保険者が死亡してしまった場合²⁶⁾等が考えられ

25) See, Jerry, *supra* note 23, at 332-336.

26) See, Standard Life & Accident Ins. Co. v. Pylant, 424 So. 2d 377 (La. Ct. App. 1982).

る。

(2) Substantial Compliance Ruleの要件

保険契約者がSubstantial Compliance Ruleにより受取人の変更が有効であると認められるためには、以下の要件をみたす必要がある。

要件①保険契約者には明白な受取人変更の意思がなければならない。

要件②保険契約者はその意思を証明するために、保険契約者が実質的にできる全てのことを積極的に行わなければならない。

以下では、具体的な事例を参考に、どのような事実が上記要件をみたすと裁判所が判断しているかについて確認する。参考にした事例は、体系書やケース・ブック²⁷⁾などでしきりに取り扱われている判決である。受取人の変更を認めた判決と認めなかった判決に分け、順に見ていくこととする。

(3) 受取人の変更を認めた判決

(i) Occidental Life Insurance Co. v. Row²⁸⁾ (判決①)

本件で問題となった保険契約は、原告X社が1962年3月12日に発行した、保険契約者兼受取人を妻A、被保険者を夫B、保険金額4万ドルとする生命保険である。当該保険契約には以下のような規定があった。「保険契約者 - 被保険者が死亡する前は、当該保険契約により付与される、または当該保険契約のもと当社により認められる全ての権利に対して、保険契約者のみに権限が与えられています・・・保険契約

27) See, Jerry, *supra* note 23, at 332-336, KENNETH S. ABRAHAM, INSURANCE LAW AND REGULATION, 333-341 (5th 2010), LEO P. MARTINEZ, CASES AND MATERIALS ON INSURANCE LAW, 743-750 (6th 2010).

28) 271 F. Supp. 920 (S. D. W. Va. 1967).

者が被保険者より先に死亡した場合、保険契約者の全ての権利は、保険証券に別段の規定がある場合を除き、当該保険契約者の遺言執行者または遺産管理者に帰属します。」「受取人の変更 - 受取人の変更は当社に対して申し分のない書面による通知を行うことでのみ行うことができます。撤回不能と指定された受取人の場合は、当該受取人の同意がある場合を除いて、変更することができません。受取人の変更は当社の本社に記録されるまで有効となりません。そのような記録がなされた場合、被保険者が既に死亡していたとしても、通知に署名がなされた日から有効になるものとします・・・」。

Aは1966年5月19日に死亡したため、保険契約者と受取人の立場を継承する遺言執行者となるB（この段階ではまだ遺言執行者ではなく、5月24日に遺言執行者の資格を取得）は、原告の総代理店であるCに連絡をとって、受取人を娘のYに変更したい旨を伝えた。Cは、Aが唯一の保険契約者兼受取人のままであるから、今後の手続に関し本社から指図を受ける必要がある旨を伝えた。それにもかかわらず、Bは、会社が適切な書類の準備を手早く行ってくれるためにも、彼に受取人変更における所定の書面の記載をさせてほしいと要求し、これはなされた。また、CはBに、彼は重大な手術のためにすぐに入院することを伝え、彼が復帰する頃には必要な書類が利用可能であろうと告げた。記載された書面はCにより1966年5月21日付のメモランダムにおいて本社に送られた。そして、1966年5月27日付の本社からのメモランダムにより、Cは、提出された書面がファイルにおかれたが、被保険者により署名されているものであるから「未処理」と記されたと知らされた。メモランダムには変更を行うために会社が必要であると考えられる手続の一覧も記載されており、その中には保険契約者の財産が分配されていない場合、遺言執行状または遺産管理状の謄本の提出を求めることがある旨が記載されていた。Cは5月23日の手術により入院することになり、6月3日にBが死亡したときはまだ仕事に復帰していな

かった。本件で争われた問題は、保険契約者兼受取人であったAの死後2日後で、遺言執行者としての資格が与えられる前のBによる受取人を変更するための行為が有効であったかどうかである。

裁判所は以下のように判示した。保険契約が死亡した保険契約者の全ての権利を遺言執行者に付与することを認めている場合、新しい保険契約者である遺言執行者は新しい受取人を指定する法的な権限を有している。遺言執行状または遺産管理状の受託は故人の死亡日に遡るということは一般的なルールである。本件において、Bは保険会社の総代理店に受取人変更の希望を伝え、これを有効なものとするために所定の書面に記載をした。すなわち、彼は受取人変更のために彼の知識と能力における全てのことを行った。これでも保険会社の要件に適合しないというのならば、それは従うべき正式な手続を彼に適時に知らせず、必要な書類を彼に用意させなかった会社側に責任がある。これがなされていたならば、Bはどのような手続であっても遵守したであろうことは疑いもない。彼の側に怠慢はなく、むしろそれは保険会社の総代理店のタイミングの悪い病気や、手続に関して保険会社側が別の方法で彼に知らせなかったことであった。

BはYへの受取人変更を有効にするための明確な行為を行っていた。当時、彼はそうするのに必要な権限も有していた。1966年5月27日付の本社からの通知が、要求された変更の完全なまたは明確な拒絶であったと解釈することはできない。記載済みの書面は拒絶され返還されたのではなく、未処理と記された事実は重要である。つまり、これは保険者が、まさに要求した行為がなされる前にBが死亡してしまった本件のような出来事に備えて予備的に保存していたことを示している。

以上の理由から、本件の状況において、1966年5月21日のBの行為は受取人変更に効力を与える原告X社に対する十分な通知であり、保険契約の受取人変更規定を実質的に遵守していたものと判断する。

【短評】

本件は、保険契約者の受取人変更の意思が代理店には伝えられていたこと、受取人変更書面に記載がなされていたこと、必要な手続が遅れた原因は代理店側の入院や、会社側の通知の遅れがあったことなどが主な理由となつて、裁判所は保険契約者により実質的に必要な手続がなされているものと判断したものと思われる。

(ii) Connecticut General Life Ins. Co. v. Gulley²⁹⁾ (判決②)

本件は原告X社による競合権利者確認訴訟 (interpleader action、以下、「確認訴訟」という。) である。1975年5月にDは彼の使用者を保険契約者とする原告X社発行の団体生命保険契約の被保険者になり、当初受取人を妻Eと彼の母親にしていた。その後1979年3月11日日曜日に、Dは彼の娘Yを新しい受取人とするために受取人変更書面の記載を行った。彼はYに保険金を受け取ってほしい旨を伝え、その書面をYにいったん預け、後に彼女からそれを受取って保険者へ送るつもりであった。翌週Dは月曜日から金曜日まで仕事で、彼女の所に当該書面を取りに行けず、3月18日日曜日に彼女と話す機会があったが、そのとき当該保険契約の話はしなかった。Dはその日の夕方に心臓発作を引き起こした。2日後の3月20日にYはDの使用者に対してその受取人変更書面の写しを送った。DがYにその書面を郵送する権限を与えていた、または彼には彼女にそうしてもらおうとする意思があったという点については何の主張もなされていない。

当該保険契約には以下のような規定があった。「受取人の変更 - 新しい受取人は、当社に対して申し分のない書式で、かつ従業員の方による署名がなされた書面による請求がなされたときに随時変更するこ

29) 668 F. 2d 325 (7th Cir. 1982).

とができます。受取人の変更は当社により・・・受領されるまで効力を生じません。しかしながら、変更書面を受け取ったときは、当該従業員の方が既に生存していない場合でも、書面による請求書が作成された日に効力が生じるものといたします。」

受取人変更書面はDにより適切に作成され、その他の点においても保険会社にとって申し分ないものであったという点に当事者で争いはない。それにもかかわらず、地方裁判所は、当該保険契約が保険契約者またはその代理店による受取人変更書面の提出を要件としており、そのような提出がなされなかった以上、Dは受取人変更を有効にするために彼のできる範囲内のすべての事柄をしていなかったと結論付け、保険契約の条件の実質的な遵守を考慮することなく、受取人変更は行われていないと判断した。

これに対して、第7巡回裁判所は以下のように判示した。被保険者であるDが保険契約の条件を厳密には遵守していなかったのは明かである。保険契約は、受取人の変更を有効に行うためには、被保険者が使用者に受取人変更書面を提出するように規定していた。Yは当該使用者に対して受取人変更書面の写しを郵送したけれども、彼女は彼女の意思でそうしたのであり、Dの指示によるものではなかった。さらに、Dが保険契約の規定通り使用者にその書面を送ることを阻害する特段の事情も存在しなかった。

他方、Dは受取人変更が有効になされるためにいくつもの積極的な行為を行っていた。彼は真正の受取人変更書面を取得し、それを適切に作成し、証人のもと、彼の娘と証人に対してなぜ変更がなされるのかを説明し、そして後日、使用者にその書面を郵送する意思があることを明らかにした。Dにとって受取人変更がなされるために必要な残された唯一の手続きは、適切に作成された書面を使用者に発送する、または誰かにそれを発送するように指示することだけであった。

また、本件において、Dの作成した受取人変更書面の効果を否定す

るような証拠はない。書面の作成に詐欺や強迫の兆候もない。Dが書面の作成から死亡するまでの間に心変わりしたということもない。さらに、Dの死は突然で予期できなかった。これらの状況から、Dが受取人変更書面を作成したその週に使用者に発送しなかったことが、その書面の効果を否定する強い主張にならない。

最終的な手続はなされなかったけれども、保険契約の条件の実質的な遵守はなされていた。本判決は、保険契約者が受取人変更における明確な希望を示す積極的な行為を行っている場合、裁判所はその意思の実現を援助するような解釈を採用すべきであるという一般的なルールに従う。以上の理由から、Dは彼の生命保険契約の条件を実質的に遵守しており、彼の妻Eから彼の娘Yへの受取人変更は有効になされたものと判断する。

【短評】

本件では、受取人変更の通知が被保険者の死亡前に保険者になされていない、受取人変更書面を預かっていた新受取人に当該書面を郵送する権限が与えられていない、保険契約者にも新受取人に当該書面を郵送してもらおうという明白な意思はなかったという事実にもかかわらず、裁判所は、証人の面前で行われた受取人変更書面の作成と、完全な手続の遵守において残すは保険者への郵送だけという事実から、受取人変更の手続きは実質的に遵守されたと判断し、受取人変更を有効にした。

(iii) *Engelman v. Connecticut General Life Ins. Co.*³⁰⁾ (判決③)

1961年にFの夫は自身を保険契約者兼第一受取人、Fを被保険者、甥のGを次順位受取人、保険金額10万ドルの生命保険契約を被告Y社

30) 690 A. 2d 882 (Conn. 1997).

と締結した。当該保険契約には以下のような規定があった。「当社にとって申し分のない書式でかつ契約者の署名のある書面による請求書を本社に提出することにより、随時新しい受取人を指定することができます・・・受取人の変更は当社により書面で記録されるまでは効力を生じません。」

1973年にFの夫が死亡し、彼女は遺言執行者として保険契約者となった。その後FとGとの関係が悪化したので、原告である弁護士Xのアドバイスにより、1979年に受取人をGから彼女の遺言執行者に変更したい旨の手紙を被告Y社に送った。その手紙は証券番号と名称により保険証券を特定し、1979年1月8日の日付が入れられ、Fにより署名がなされていた。被告Y社はこの手紙を受領しファイルにおいたが、受取人変更の記録はせず、代わりに受取人変更書面を送った。この書面には、すべての書類には日付が入れられ、署名がなされ、証人の署名があり、返送されなければならず、これがなされるまであなたが希望する変更はなされない旨規定された手紙が同封されていた。しかし、その書面は被告Y社にも原告にも返送されることなく、Fが原告から実際にその書面を受け取っていたかどうかは分からなかった。事実審裁判所は、Fが1979年の手紙の後に、彼女が受取人の変更について心変わりしたことを示す何らかの行為をした証拠はないと判断した。Fは1990年7月2日に死亡するまで保険料を払い続けた。原告であるFの遺言執行者は、彼女の死後数週間後に保険金の支払いを求めたが、被告Y社は、Fが受取人変更書面を提出していないため、受取人の変更は有効ではないことを理由に保険金の支払いを拒否した。被告Y社は、Fの1979年1月8日の手紙が、署名があり日付が入れられ証人による署名もある文書による請求であり、明らかに新しい受取人を指定しているという点で、被告Y社の受取人変更書面が要求する形式を完全に遵守しているということを認めているにもかかわらず、この立場をとった。被告Y社はFの手紙が彼女の遺言執行者を受取人に変更し

たい意思を明らかにしていると理解していたし、Fの意思が被告Y社に対する1979年の手紙の作成時から1990年の死亡時まで変わっていないことを認めていた。それにもかかわらず、被告Y社は確認訴訟の提起を拒み、Gを探し出し、彼に保険金請求のための書類を送り、保険金を支払った。そこで、原告Xが本件を提起した。

事実審裁判所は、受取人変更に関する書面による請求は「会社に対して申し分のない書式」でなされるという保険契約の要件は、その書式が「会社により承認された書式」でなければならないということの意味し、受取人変更に関するFの意思は明確であったけれども、彼女は保険契約の文言が要求するような「会社により承認された書式」で受取人の変更を請求したのではなかったと判断した。結果として、事実審裁判所は、Fは保険契約の受取人変更規定を遵守するための彼女の権限の範囲内におけるあらゆる行為を行っておらず、そうしなかったことは彼女の支配を超えた状況のためというわけではなかったと判示し、Fの受取人変更の法的効果を否定した。

これに対し、コネチカット州最高裁はそれを覆し、以下のように判示した。本州の法として認められている実質的遵守の法理のもと、生命保険契約の契約者は、以下のことが証明されれば、受取人を有効に変更できる。(1) 保険契約者が明らかに受取人を変更し、新しい受取人を指定する意思があること、そして(2) 保険契約者が受取人変更の効力を持たすために実質的に肯定的な行為を行っていること。

本件の事実審裁判所は実質的遵守の法理を狭く定式化した。それにもかかわらず、事実審裁判所は、Fが被告に日付入りの、署名のなされた、証人による署名もある明白な手紙を提出しており、それにより受取人の変更を求めていたことを認めており、その事実認定を誰も争っていない。また、その手紙が証券番号と名称により当該保険証券を指していたことも争いはない。これらは被告Y社がその会社の提供する書式において要求しているのと同じの要件である。事実審裁判所は、

被告がこの手紙を受け取り、そこに書かれていることを正確に理解し、その手紙をFのファイルにおいたが、変更と記録しなかったことも認めており、受取人変更がFの意思であり、彼女がその意思を放棄したと認められる証拠もないことも認めている。以上の事実審裁判所により判断された争いのない事実に基づくと、我々は、法律問題として、Fは保険契約における受取人変更規定を実質的に遵守していたものと判断する。

【短評】

本件では、受取人変更手続としては弁護士が関与した保険者への手紙しかないにもかかわらず、コネチカット州最高裁は受取人変更を有効なものとした。弁護士が関与したということで、その手紙における保険契約者の受取人変更の意思は明確なものであると判断したものと思われるが、保険者が正式な変更手続を求めているのにもかかわらず、11年間も何もせずに11年前の手紙だけで積極的な行為を行ったと認められた点に疑問がないわけではない。

(4) 受取人の変更を認めなかった事例

(i) *Manhattan Life Ins. Co. v. Barnes*³¹⁾ (判決④)

本件は原告X社による確認訴訟である。原告X社は1960年4月14日に、Hを被保険者、彼の妻Iを受取人とする団体生命保険証券を発行した。その後HとIは離婚した。1967年12月22日にHは死亡した。Hの死後、Hの3人の娘(J、K、そしてL)は自分たちに受取人が変更された旨の主張を行った。JとKは、Hの死亡時に妻Jが原告X社の記録において指定されていた受取人であったことは認めているが、Hが死ぬ22カ月前の2月21日に、彼は受取人変更を請求し3人の娘を

31) 462 F. 2d 629 (9th Cir. 1972).

新受取人として指定する書面を書いていたと主張した。また、Jの主張するところによると、彼女は父の死から32日後に彼の書類の中から受取人変更請求書を見つけ、その請求書とともに手書きのメモも入っていて、それには「変更Manhattan、Manhattanの保険証券の受取人」と記載されていた。娘たちは父親が受取人の変更がなされたと信じていたということをこれらが示していると主張した。また、JとKは、保険者が確認訴訟を提起した以上、保険者は形式面の遵守について主張する権利を放棄したと主張した。

裁判所は以下のように判示した。確認訴訟を開始したからといって決して規定の手続の遵守を放棄するものではない。それは単に要件を緩和するだけである。すなわち、裁判所は、「保険契約者がおかれている状況においてできる限りルールを遵守しようとあらゆる合理的な努力をした場合」で、かつ「変更をなす明確な意思表示がある場合」、意図された変更効力を認める。

カリフォルニア州は、保険者が確認訴訟を提起した場合であっても、契約上の形式的な要件が取扱われなくなるには、受取人を実際に変更するための実質的な行為が行われていることを要求する。したがって、保険金を受け取るために、JとKは、Hがおかれている状況において、できる限りルールを遵守しようとあらゆる合理的な努力をしたこと、および彼の受取人変更における明確な意思表示があったことを証明しなければならない。Jらにより提出された証拠は、せいぜい、1966年2月に、Hが受取人変更請求書に記載し、偶然その後の22カ月間にある従業員に受取人を変更することを知らせたということを示すだけである。Hがこの22カ月間において無能力であったということを示す証拠はない。これらの状況に鑑みと、彼は明らかに契約上の要件を遵守していたことを保証するより多くの行為ができた。したがって、彼が受取人を変更するためにあらゆる合理的な努力をなしたということはいえない。

【短評】

本件は、保険契約者兼被保険者の死後 1 ヶ月後に受取人の変更を要求する書面が発見され、それが生前に記載されたことを示す証拠が新受取人と称する娘たちの証言でしかないこと、変更を示す手書きのメモでは証拠として不十分である(むしろ、手書きのメモは詐欺を助長しかねないので信頼をおくべきではないとの意見も示されている)こと、22 ヶ月前に変更書類を記載したとしても、それを提出できなかったことに保険契約者にはどうしようもない事情があったということが証明されていなかったことを理由に、裁判所は実質的遵守基準を認めなかったと思われる。

(ii) *McCarthy v. Aetna Life Ins. Co.*³²⁾ (判決⑤)

原告 X は M と 1972 年 11 月に結婚した。M は、被用者給付パッケージの一部として、被告 Y 社発行の団体生命保険を受け取り、妻である原告を受取人に指定した。当該保険契約には以下のような規定があった。「従業員の死亡により支払われる保険金は、当該従業員が指定した受取人に支払われます。当該従業員の雇用が終了していきようが、保険契約者の本社に、または当社の本社に書面による請求をすることで、受取人を指定したり、随時受取人の指定を変更したりすることができます。」

結婚後 1 年もたたないうちに M は多発性硬化症と診断され、1974 年には法定盲目となった。その後夫婦は別居することになり、1978 年に離婚が成立した。M は 1977 年に彼の全ての財産を彼の父親に遺贈する旨の自筆の遺言を書いた。その 7 年後の 1984 年に M は死亡した。M の死後、X は保険金を求める本訴を提起した。事実審裁判所は、M は、

32) 704 N. E. 2d 557 (N. Y. 1998).

受取人の指定を変更するための方法を詳細に規定している保険契約の条件を遵守しなかったため、原告に当該保険金に対する権限が与えられると判示した。これに対して、ニューヨーク州の高位裁判所控訴部は、Mの遺言により生命保険における受取人を変更する彼の意思が十分に明確であるとして、Xへの保険金の支払いを否定したが、上訴裁判所は以下のように判示してその判決を覆した。

実質的に遵守したとみなされる行為は様々あるが、それらに一般的な遺言処分は含まれない。実際に契約の一部として、従業員は証券に記載された手順に従ってのみ受取人を変更することができ、これらの手順は一般的に遺言処分による受取人の変更を明確に禁止したり、遺言の文言では認められない条件を設定することでそのような変更を暗に予防したりしている。

本件で、MがXと別れてから死亡するまでの7年の間に受取人変更を試みたという証拠もないし、Mが保険証券の要件を精神的にまたは身体的に実質的遵守をできなかったという証拠もない。そのような証拠がない以上、Mの父が保険金を受け取るということが彼の意思であると判示することはできない。

【短評】

本件は遺言による受取人変更の事例であり、控訴部では遺言はMの受取人変更の意思として十分に明確であると判断されたが、上訴裁判所では遺言による変更は迅速な保険金支払を妨げるものとして認めるべきではなく、また、遺言を作成することができるのなら、受取人変更を行うことも出来たのではないかという判断が下されたものと思われる。

(iii) *In re Estate of Trautman*³³⁾ (判決⑥)

Nは、従業員給付として保険金額5万ドルの生命保険契約を提供され、さらに付随的に10万ドルの生命保険契約（いずれもO社）を購入した。いずれの保険証券も当時の妻であったPを唯一の受取人として指定した。その後二人は離婚し、1997年9月28日に、Nは「受取人指定／変更」書面に署名し、彼の3人の息子Q、R、そしてSを第一受取人として記載した。O社はこれを受け取り記録した旨をNに伝えた。その後1998年8月30日にNはTと結婚した。そして、Nは10万ドルの方の生命保険契約の保険金額をさらに10万ドル引き上げたいと考え、受取人欄の「10万ドル - Q、R、S - 息子」と書かれた下に「10万ドル - T - 妻」と記載し申込んだ。しかし、既往歴のために追加の保険契約の申込みは拒絶された。O社からのその手紙や、その後の手紙において受取人が変更された旨の言及はなかった。NはTに10万ドルの増額の申込みが拒絶されたことを知らせた。その後、彼はさらなる変更の試みはしなかった。そのため10万ドルの生命保険におけるNの意思に関して、本件で争いになった。Tは、増額の申込みは拒絶されたけれども、NはTが半分の権限を与えられるものと信じていると主張した。また、Nは弁護士に彼はTと3人の子どもに半分ずつ分配されるように受取人の変更をしたと述べたと主張した。これに対して、Nの姉はNが彼女に子どもたちが唯一の受取人だと言ったと主張した。

裁判所は以下のように判示して、Tの主張を退けた。追加の10万ドルの増額申込みの際になされた記載の仕方は、Tの受取人としての地位が10万ドルの増額の受け入れ次第であるということを示す。Nはその申込みの拒絶の手紙を受け取ったが、以前の有効な受取人変更の場合のような確認証は受け取らなかった。Nが、受取人が変更されたかどうかを調査したり、その後変更をなす試みをしたという証拠もない。

33) 713 N. W. 2d 600 (S. D. 2006).

Nの申込みにおけるあいまいな記載が、Tを受取人に加える明確な意思または変更を有効にする合理的な努力を構成するということは公正ではない。

【短評】

本件は、既に参加している生命保険を増額し、増額部分を新しい妻に与えようとしたが、増額を拒絶された場合に受取人欄の記載内容が受取人変更を意味するかで争いになった。裁判所はTが受取人であるのは増額部分に関してであり、もともとの部分に関しては受取人変更がなされたわけではないと判示した。また、Nは以前に前の妻から息子たちへ受取人変更を行っているので、どのような場合に有効な受取人変更となるかを理解していたにもかかわらず、確認作業を怠り、さらに新たな受取人変更手続きも行っていなかったため、裁判所は受取人変更を否定したものと思われる。

3. 3 米国の判例法の検討

以上の具体的な裁判例から、米国の判例法であるSubstantial Compliance Ruleについて簡単にまとめる。まず、このルールのもと、厳密に言えば保険者の要求する受取人変更手続が履行されていなくても、保険契約者の受取人変更が有効になるためには、保険契約者の受取人変更の明白な意思表示が必要である。そして、これがあつたことを証明するためには、保険契約者側に受取人変更を行うための一定の積極的な行為がなされていたことが必要になってくる。すなわち、前述の要件①をみたすためには、一定の積極的な行為（要件②）が必要となる。このような積極的な行為として、判決④のように、保険契約者が受取人変更書面に記載をしたという新受取人側からの主張だけでは明らかに不十分であり、少なくとも保険契約者による受取人変更書面の記載くらいはなされている必要があると、裁判所は考えているも

のと思われる（判決①②）。これに対し、判決③のように、受取人変更書面の記載がなされていないにもかかわらず、変更が認められる事例も存在するが、これは非常にまれなケースであると思われる。判決③でこのような判断が下されたのは、保険契約者が受取人変更の意思を示した手紙に、保険者側が要求していた必要事項が記載されていたことにより、それを受取人変更書面と同等のものと評価して、有効と認めたものと解される。また、受取人変更手続を行うための時間が十分にあるときや、保険契約者側に課される負担がさほど大きくないときに、保険者側が用意する受取人変更書面に記載がなされなかった場合は、前述の要件②が認められる可能性は低くなるということも裁判例からわかる。すなわち、判決④では、保険契約者が受取人変更の手続をなす（少なくとも保険者の用意する受取人変更書面を記載する）時間は十分にあったのにそれをしなかったことにより、積極的な行為を行ったとはいえないと判断しているし、判決⑤も、（遺言による受取人変更がそもそも有効かどうかという問題はあるが）遺言を書けるのなら受取人変更手続を行うことも十分にできたはずなのにそれをしなかったことが、やはりマイナス要因として判断されているものと思われる。これに対して、判決②は保険者の用意する受取人変更書面には記載したものの、当該書面を保険者に対して送付する、または送付するように第三者に伝えることをしていないにもかかわらず、受取人の変更が認められている。この判決からも米国の裁判所が要件②にいう積極的な行為の一つとして、保険契約者が受取人変更書面を記載し、（保険者への送付ではないにしても）少なくとも保険契約者の手元を離れていることを重視していることの表れでないかといえる。判決⑥は、増額部分に関しては受取人の指定は明らかであったが、増額が認められなかったときの既存部分に関して受取人をどうしたいかは不明確であった。また、保険契約者は増額拒絶の通知を受け取ったにもかかわらず、その後受取人変更に関して何の措置もとらなかった。した

がって、判決⑥においても、既存部分における受取人変更書面の記載は十分に行われていたとはいえないといえることができるので、これが要件②をみたしていないと評価された理由となったといえる。

4 保険法における受取人変更に関する規定の検討

以上を踏まえて、我が国の保険法における受取人変更に関する規定について、以下の2つの論点につき検討を行う。

(1) 発信の有無、発信の時期の問題

はじめに発信の有無及び発信の時期の問題について検討を行う。

ここでいう発信とは受取人変更の意思表示が保険契約者の支配領域内から外に向けて保険者に通知するために発せられたことをいうと解される³⁴⁾。保険契約者が必要書類をポストに投函ないし郵便局の窓口差し出した場合が、まさに発信の典型的な場合である³⁵⁾。

それでは、保険募集人などに変更の申し出をした場合はどうか。保険募集人は通常受取人変更の意思表示の受領権を有しないので、問題となりそうである。しかし、保険契約者としては、自己の申し出を当該保険募集人が遅滞なく受領権限のある部門に伝達してくれるものと期待し、このような期待は保護に値するものであるから、保険募集人に伝えたことで発信があったといえる³⁶⁾³⁷⁾。

34) 竹濱・前掲注4) 43頁。

35) 山下=米山・前掲注4) 307-308頁〔山野〕、奥石・前掲注1) 258頁、長谷川・前掲注4) 253頁。

36) 潘・前掲注4) 122頁。山本・前掲注4) 265頁、山下=米山・前掲注4) 307-308頁〔山野〕、竹濱・前掲注4) 43頁。

37) 発信については異論がなさそうであるが、到達と見ることができかどうかについては争いがある。これについて、肯定する立場として、潘・122頁、山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義60巻1号32頁(2009年)参

また、変更の意思を保険者に伝えるよう家族や新受取人に頼んだ場合はどうか。これについて、新受取人に受取人変更の必要書類を保険者に郵送するよう託しただけでは、発信はないとの見解がある³⁸⁾。この見解は、保険契約者が新受取人から取り戻すこともできるであろうし、そもそも郵送などを新受取人に託すだけでは、保険契約者の支配領域内に留まっているということを理由とする³⁹⁾。しかし、家族や新受取人が、表示機関としての使者ではなく伝達機関の使者であれば、表示された意思の伝達を委ねられたものであり、少なくとも使者に伝達を依頼した段階で意思表示が発信されたと解することはできそうである⁴⁰⁾。保険契約者が所定の受取人変更書面に必要事項を記載したものを保険者に届けるように依頼した場合には、家族や新受取人は伝達機関としての使者であるものとして、これらに対する意思表示は発信としてみなすことができると言えよう⁴¹⁾。これに対して、新受取人と称する者等が、保険契約者の死亡後に、保険契約者から生前に受取人変更の書類を受け取っていたとして、または死後に受取人変更の書類が発見されたとして保険者に提出したとしても、これは明らかに保険契約者の支配領域内に留まっているといえるので発信があったとはいえない⁴²⁾。前述の米国の判決②では、保険契約者が新受取人である娘に対し記載済みの保険会社所定の受取人変更書面を渡してはいたものの、保険契約者が娘に対しその書面を保険会社に提出するようには伝

照。否定する立場として、長谷川・前掲注4) 252頁参照。

38) 興石・前掲注1) 258頁、竹瀨・前掲注4) 43頁。

39) 竹瀨・前掲注4) 43頁。

40) 山本・前掲注4) 265-266頁、山下=米山・前掲注4) 307頁、309頁〔山野〕、山下・前掲注37) 32頁。

41) 山下・前掲注37) 32頁、山本・前掲注4) 266頁。山本教授は、使者に口頭で受取人変更の内容が伝えただけでは、原則として保険者に対する意思表示はなされていないと指摘する。山本・前掲注4) 266頁。

42) 興石・前掲注1) 258頁、山下=米山・前掲注4) 307頁、309頁〔山野〕。

えていなかった。それでもこの判決は受取人変更を有効なものとして判断した。この米国の裁判例とだけ比べると、我が国の保険法の規定の方が保険契約者にとって厳しいもののように見えるが、判決②はかなり特徴的で、このような場合に他の裁判所でも同様の判断がなされるかは定かではない。我が国の保険法が「発信」を条件にしている以上、少なくとも家族や新受取人に対して、受取人変更書面を保険者に届けるように依頼することぐらいは必要であり、それが保険契約者の意思の尊重を過度に制限するものになるとは言えないであろう。

(2) 約款における通知手続の厳格化や受取人変更に関し保険者の承諾(同意)を要する旨の規定等の有効性

次に、保険者への通知の方法として保険者所定の書類の提出を要求する約款規定や、受取人変更に関し保険者の承諾(同意)を要する旨の約款規定の有効性について検討を行う。このような約款規定は、米国においても通常認められているものであり、我が国の従来の実務においても行われていたものであるが、保険法のもとでは43条2項・3項が強行規定であることから、一定の考慮を要する問題となる。まず、約款で通知方法として書面による提出を要求することができるかどうかであるが、通知の確実性や通知内容の明瞭性を期するために認められるとする立場が圧倒的に多数である⁴³⁾。これに対して、意思表示の方法について何らかの制限を課すことは、強行規定性からすべて否定されるべきであると解する立場がある⁴⁴⁾。また、保険者の承諾(同意)

43) 潘・前掲注4) 122頁、興石・前掲注1) 256-257頁、山下・前掲注4) 133頁、大串淳子=日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』143頁(弘文堂、2008年)[渡橋健]、山本・前掲注4) 271頁、山下=米山・前掲注4) 306頁[山野]。

44) 井上亨「保険法施行に伴う生命保険約款の改正—法施行後の契約に適用される旧法主義条項を中心に—」生命保険論集171号134頁(2010年)。

を要する旨の規定についても、42条1項が任意規定であり、契約当事者の合意により、保険契約者による受取人変更権の放棄すら可能なのであるから、個別の商品性を踏まえた合理的なものであれば、有効であると解する立場が多数である⁴⁵⁾。これに対して、やはり43条2項・3項が強行規定であることから、保険者の承認を要求するような変更権の行使要件の加重は認められないとの立場がある⁴⁶⁾。

確かに43条2項・3項は強行規定であるが、強行規定は公序の観点から少しも変更することができない規定として把握する必要はない⁴⁷⁾。保険者に対する意思表示という点が守られていれば、それ以外の点で変更方法を加重したとしても、必ずしも強行規定に反するものではないであろう⁴⁸⁾。したがって、保険者への通知の方法として保険者所定の書類の提出を要求する旨の約款規定や、受取人変更には保険者の承諾（同意）を要する旨の約款規定を定めること自体は、強行規定に反するものであるとはいえず、そのような規定を定めることの合理性を考えると有効であると解する。ただし、これによって保険契約者による受取人変更の意思表示を制限してはいけないので、書面による方法でなくても受取人変更の通知が発せられるとみなされる場合や、保険者側が承諾（同意）権を濫用している場合などは、このような規定の有効性を否定せざるを得ないであろう。この点は米国の事例が参考になるものといえる。米国の事例のように、保険者所定の手続が厳密に言えば遵守されていなかったとしても、それ以外の方法で明確に受取人変更の意思が示されていれば、保険契約者に所定の手続を遵守できな

45) 村田・前掲注2) 40頁、山下・前掲注4) 133頁、萩本・前掲注19) 179頁、山本・前掲注4) 271頁、竹濱・前掲注4) 43頁、山下＝米山・前掲注4) 306頁〔山野〕。

46) 潘・前掲注4) 122頁。

47) 村田・前掲注2) 40-41頁。

48) 山本・前掲注4) 271頁。

かった正当な理由がある場合に限り、保険契約者による受取人変更は効力を生ずるものと解すべきであろう。

5 結びに代えて

以上で米国における判例法を参考にしながら、我が国の保険法における受取人変更規定について若干の検討を行った。保険法の規定は、確かに遺言による受取人変更を立法により規定したことにより、保険契約者の意思の尊重を以前よりも認めたものと評価し得るが、全体的にみると法的安定性の方を重視した規定であるといえる。したがって、改正前商法の時代なら受取人の変更が認められていたような状況であっても、今後は認められないということもあり得るであろう。しかし、それが保険契約者側にとって不利益を生ずるかそうではない。保険金受取人が誰であるのかが不明確であるといわずらに争いを増やすだけであり、それは当事者にとっても、保険者にとっても、裁判所にとっても、そして社会全体にとって望ましくない状況であろう。あとは法的安定性を確保するために、判断基準や手続要件が厳格になりすぎてないかということが問題であるが、本稿で取り扱った米国法と比較しても、保険法の規定はバランスがとれているように思われる。

既にいくつもの先行研究で、限界事例に対し保険法の規定がどのように対応できるかについて検討がなされているが、想定外の事例が今後も生じる可能性は十分にあると思われる。したがって、引き続き諸外国の立法や判例等を参考にしながら検討を行いたい。